

(様式1)



所 教 社 第 14 号
平成 24 年 4 月 20 日

所沢市監査委員	中 沢 貴 久	様
同	小 野 民 夫	様
同	安 田 義 広	様
同	久保田 茂 男	様

所沢市教育委員会
委員長 富田 常世

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 22 年 12 月 28 日付け所監第 84 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	教育総務部 社会教育課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>公民館主催事業の参加費等は、地方自治法第 210 条の規定に基づき、適正に処理されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>新年度の歳入予算・教育雑入に、講座・講習会等受講者負担金を計上しましたので、受講料に相当するものについては公金として適正に管理します。</p>	